# 令和5年度 大田区 定期利用保育室の指導検査

# 保育内容編

大田区こども家庭部保育サービス課指導検査担当

#### 保育内容の主な項目

- ◆令和5年度大田区定期利用保育室重点項目
- 1. 児童一人一人に応じた保育の徹底
- 2. 安全対策の徹底及び事故発生時の対応
- 3. 【区】保育内容等 (定期利用保育室立入調査検査基準)
- 4. 【区】調理・調乳担当者 (定期利用保育室立入調査検査基準)
- 5. 6. 【区】健康管理•安全確保(定期利用保育室立入調查検查基準)
- 7. 保育内容等 (特定子ども・子育て支援施設等指導検査基準)
- 8. 給食 衛生管理の状況 (特定子ども・子育て支援施設等指導検査基準)
- 9. 共通事項 (特定子ども・子育て支援施設等指導検査基準)

#### 令和5年度 重点項目

#### 1. 児童一人一人に応じた保育の徹底

- (1)子どもの人権に十分配慮し、子ども一人一人の人格を尊重した適切な保育がなされているか。
- (2)子どもの個人差に配慮し、一人一人の発達過程に応じた保育がなされているか。
- (3) 食物アレルギー等の児童の状況に応じた食事の提供が適正に行われているか。
- (4)子どもの健康状態を適正に把握しているか。
- (5)児童虐待対応等について、適正に行われているか。
- (6) 保護者との連絡を適切に行い、家庭との連携を図るよう努めているか。

#### 2. 安全対策の徹底及び事故発生時の対応

- (1)乳幼児突然死症候群の予防及び睡眠中の事故防止対策が適正になされているか。
- (2) 食事中の誤嚥及び窒息等の事故防止対策が徹底されているか。
- (3) 安全点検を実施し、文書として記録するとともに職員と共有し、子どもの誤飲等の事故防止対策を 徹底しているか。
- (4) 各園で策定した安全計画に基づき、散歩等の園外保育時、プール・水遊び時、その他、保育中の 事故防止対策が徹底されているか。
- (5)上記(1)~(4)にかかる事故発生時の対応等が適切に行われているか。
- (6) 感染症、食中毒等の予防対策が徹底されているか。

- (1)子どもの人権に十分配慮し、子ども一人一人の人格を尊重した 適切な保育がなされているか
  - ◆保育士等による虐待・不適切な保育の例 (身体的な虐待・心理的な虐待・性的な虐待)
  - しつけと称して、児童の頭や頬を叩く、突き飛ばす、蹴る、頭を小突くなどの暴力を振るう。
  - ・言うことを聞かせるために、倉庫や押し入れなど暗くて狭いところに閉じ込める。
  - ・食事の際に、児童の頭や体を押さえつけて、無理やり口に食事を入れる。
  - 寝かせつけるときにパンパンと音がするほど強く児童の体を叩く。
  - 名前を呼び捨てにする、「お前」、「てめえ」などと呼ぶ。
  - ・しつけと称して、廊下や別室に児童を一人で放置する。
  - ベビーベッドやサークルに児童を入れたまま放置する。
  - ・不必要に大きな声を出したり、食器等を児童の前に強く置くなどして大きな音を出し、児童を萎縮させる。
  - 言うことを聞かせるために、「おやつを抜きにするよ」などの言葉を投げかける。
  - 児童の特徴的な容姿やしぐさ・動きなどをからかう。

- (2)子どもの個人差に配慮し、一人一人の発達過程に応じた保育がなされているか。
  - ◆子どもの心身の発達及び活動の実態などの個人差を踏まえるとともに、一人一人の子どもの気持ちを受け止め、援助すること。
  - ◆子どもの健康は、生理的・身体的な育ちとともに、自主性や社会性、豊かな感性の育ちとあいまってもたらされることに留意すること。
  - ◆子どもが自ら周囲に働きかけ、試行錯誤しつつ自分の力で行う活動を見守りながら、 適切に援助すること。
  - ◆子どもの入所時の保育に当たっては、できるだけ個別的に対応し、子どもが安定感を得て、次第に保育所の生活になじんでいくようにするとともに、既に入所している子どもに不安や動揺を与えないようにすること。
  - ◆子どもの国籍や文化の違いを認め、互いに尊重する心を育てるようにすること。
  - ◆子どもの性差や個人差にも留意しつつ、性別などによる固定的な意識を植え付ける ことがないようにすること。

- (3) 食物アレルギー等の児童の状況に応じた食事の提供が適正に行われているか。
  - ◆食物アレルギーのある児童については、生活管理指導表等に基づいて対応すること。
  - ◆乳幼児の年齢や発達、健康状態等に配慮した食事内容にすること。
  - ◆乳児の食事を幼児の食事と区別して実施すること。
  - ◆市販の弁当(仕出し弁当を含む)等の場合、乳幼児に適した内容にすること。
  - ◆食事摂取基準、乳幼児の嗜好を踏まえ変化のある献立により、一定期間の献立表 を作成し、この献立に基づき調理すること。
    - \*仕出し弁当の場合は、献立表をもらうこと。

- (4) 子どもの健康状態を適正に把握しているか。
  - ◆乳幼児の健康状態の観察
    - 登園、降園の際、乳幼児一人一人の健康状態の観察を行うこと。
    - ・登園の際、保護者から乳幼児の状態(体温、排便、食事、睡眠、表情、皮膚の 異常の有無、機嫌等)の報告を受けること。また、降園の際、保護者へ乳幼児 の状態を報告すること。
  - ◆乳幼児の発育チェック
    - 身長や体重の測定など、乳幼児の基本的な発育チェックを毎月定期的に行うこと。
  - ◆ (区) 乳幼児の健康診断
    - 入所(利用開始)時の健康診断
    - 少なくとも1年に2回の健康診断及び臨時の健康診断を学校保健安全法に 規定する健康診断に準じて行わなければならない。
    - ※健康診断は母子手帳の写しの提出では不可!!

- (5) 児童虐待対応等について、適正に行われているか。
  - ◆児童相談所等の専門的機関との連携 入所児童について、虐待等不適切な養育が疑われる場合に、児童相談所等 の専門的機関と連携する等の体制をとること。
  - \*虐待が疑われる場合だけでなく、心身の発達に遅れがみられる場合、 社会的援助が必要な家庭状況である場合においても、専門的機関 (大田区子ども家庭支援センター等)に対し適切な連絡に努めること。
- 学別児童虐待マニュアル(大田区)のP21の虐待通告の手順(幼稚園・保育園)を参考に通告までの手順を作成し、活用してください。

- (6) 保護者との連絡を適切に行い、家庭との連携を図るよう努めているか。
- ◆保護者との連絡等
  - 3歳未満児について原則連絡帳を作成し、毎日記入すること。

(体温、排便、食事の状況は、必ず記入する。)

- \*3歳以上児についても保護者に連絡を行う。口頭連絡でもよいが、重要な事項については、 記録すること。
- \*保護者との連絡と同時に、保育者間の連絡事項も記録し、確実に引き継ぐこと。
- ◆保護者との緊急時の連絡体制 保護者との緊急連絡表、消防署・病院等の連絡先一覧表等を作成し、全ての保育従事者が 容易にわかるようにすること。
- ◆保育室の見学

保護者や施設において提供されるサービスを利用しようとする者等から保育の様子や施設の状況を確認したい旨の要望があった場合には、子どもの安全確保等に配慮しつつ、保育室等の見学に応じる等適切に対応すること。

#### 重点項目 2. 安全対策の徹底及び事故発生時の対応

- (1)乳幼児突然死症候群の予防及び睡眠中の事故防止対策が適正になされているか。
  - ◆ 乳児を寝かせる場合には、仰向けに寝かせること(仰向け寝の徹底)

仰向け寝は、乳幼児突然死症候群のほか、窒息の防止の観点から有効であるが、医学上の理由から医師がうつ伏せ寝を勧める場合もあるので、入所(利用開始)時に保護者に確認するなど、乳幼児突然死症候群に対する注意に努めること。

◆ 睡眠中の児童の顔色や呼吸の状態をきめ細かく観察すること

#### 【乳幼児突然死症候群の予防及び睡眠中の事故防止】

※参照:「保育施設における睡眠中の事故防止及び救急対応策の徹底について」(通知)

- ・照明は、睡眠時の乳幼児の顔色が判別できるくらいの明るさを保つ。
- 乳幼児のそばを離れない。機器の使用の有無にかかわらず、必ず職員が見守ること。
- ・医学的な理由で医師からうつぶせ寝を推奨されている場合以外は、乳幼児の顔が見えるよう、 仰向け寝を徹底すること。
- ・睡眠時のチェック間隔は、O歳児5分ごと 1・2歳児10分ごとが望ましい。
- ・保育室内の禁煙を徹底する。
- 厚着をさせすぎない、暖房を効かせすぎない。
- 保護者と緊密なコミュニケーションを取る。

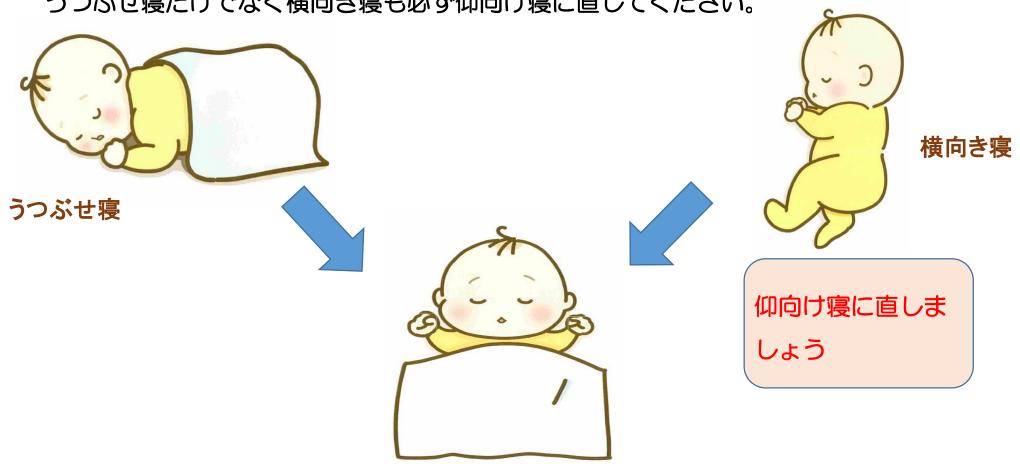
#### 【睡眠チェック項目】

- ①児童の寝付きや睡眠中の姿勢(毛布等が顔にかかっていないかを含む)
- ②顔色(顔面、唇の色等)
- ③呼吸の状態(鼻や口の空気の流れや音の確認、胸の動きの確認)
- ④体温(体に触れて確認)
- ※人任せにしないよう、チェックする担当を明確にする。

# 重点項目 2. 安全対策の徹底及び事故発生時の対応

- (1)乳幼児突然死症候群の予防及び睡眠中の事故防止対策
- ◆仰向け寝とは、胸や腹が上を向いている状態です。顔が横を向いていても、胸や腹が 床についていればうつぶせ寝になります。

うつぶせ寝だけでなく横向き寝も必ず仰向け寝に直してください。



仰向け寝

# 重点項目 2. 安全対策及び事故発生時の対応

- (2) 食事中の誤嚥及び窒息等の事故防止対策が徹底されているか。
  - ◆授乳、排気等
  - ・乳児にミルクを与えた場合は、ゲップをさせるなどの授乳後の処置を行うことが必要であり、窒息事故に つながらないようすること。また、離乳食摂取後の乳児についても食事後の状況に注意を払うこと。
  - ◆児童の状況に応じた食事の提供
  - 乳児と幼児の食事を区別すること。
  - 健康状態等に配慮した食事内容にすること。

#### 【重大事故が発生しやすい場面ごとの注意事項】

参照:教育・保育施設等における睡眠中及び食事中の事故防止委向けた取組の徹底について

- 〇職員は子どもの食事に関する情報(咀嚼・嚥下機能や食行動の発達状況、喫食状況)について共有する。 また、食事の前には、保護者から聞き取った内容を含めた当日の子どもの健康状態等について情報を共有する。
- 〇子どもの年齢月齢によらず、普段食べている食材が窒息につながる可能性があることを認識して、食事の介助及び観察を する。
- ▶ りんごや梨等の果物については、咀嚼により細かくなったとしても食塊の固さ、切り方によってはつまりやすいので、 (離乳食)完了期までは加熱して提供すること。

ぶどうは、球形というだけでなくて皮も口に残るので危険なため、給食での使用を避けること。

汁物などの水分を適切に与えること。

食事中眠くなっていないか注意すること。

# 重点項目 2. 安全対策及び事故発生時の対応

(3) 安全点検を実施し、文書として記録するとともに職員と共有し、 子どもの誤飲等の事故防止対策を徹底しているか。

- ◆窒息の可能性のある玩具、小物等が不用意に保育環境下に置かれていないかなどについて、保育室内及び園庭内の点検を定期的に実施すること。
  - ➤安全点検表には、保育環境下に誤嚥、誤飲に繋がる玩具等がないか を点検できるよう、項目を入れてください。

#### 重点項目 2. 安全対策の徹底及び事故発生時の対応

- (4) <u>各園で策定した安全計画に基づき</u>、散歩等の園外保育時、 プール・水遊び時、その他、保育中の事故防止対策が徹底されているか。
  - ◆【室内外】
    - 乳幼児が出入りする場所には、危険物防止に対し十分配慮すること。施錠を十分に行う、 危険物を置かない、書庫等を固定する、落下物、コンセント類等危険のないよう配慮する。 ヒヤリハット記録を作成し、事故防止の対策及び改善策に活用すること。
  - ◆【園外保育】
  - 園外保育時は、複数の保育従事者が対応すること。
  - ・散歩等の園外保育については、事前に散歩経路や目的地を確認し、園全体で危険箇所の把握・共有をするとともに、園外保育時の職員体制と役割分担、緊急時の連絡方法や手順等対応について検討し必要な対策を実施すること。
  - 保育園出発時、目的地到着時、散歩先出発時間など、場面が変わるごとに人数確認を徹底すること。散歩ルートの確認をし、職員間で共通理解や体制づくりをすること。
  - ◆【プール活動や水遊び】
  - 監視体制、専ら監視を行う者とプール指導を行う者を分けてその役割分担を明確にする。
  - **○見失い、置き去り等は、重篤な事故に至る危険性のある事故です。**見失いや置き去り事故が 発生した場合も、速やかに区へ連絡し事故報告書を提出すること。
  - ▲ 重大事故を防止する観点から、複数の職員が関わる際には、その中に保育士を含めるようにしてください。

# 安全計画に基づき、事故防止マニュアルの定期的な見直しが必要です。

- 通常保育時において、児童の動きを常に把握するための役割分担を構築すること。
- ・リスクが高い場面(午睡、食事、プール・水遊び、園外活動、バス送迎) での職員 が気を付けるべき点、役割分担を明確にすること。
- ・緊急的な対応が必要な場面(災害、不審者の侵入、火事(119番通報))を想定した 役割分担の整理と掲示、保護者等への連絡手段の構築、地域や関係機関との協力 体制の構築などを行うこと。
- これらをマニュアルにより可視化して常勤保育士だけでなく、非常勤保育士、 保育補助者も含め、保育所の全職員に共有すること。

※厚生労働省「保育所等における安全計画の策定に関する留意事項について」

# 重点項目 2. 安全対策の徹底及び事故発生時の対応

- (5) (1) ~ (4) にかかる事故発生時の対応等が適切に行われているか。
- (6) 感染症、食中毒等の予防対策が徹底されているか。
  - ◆感染症への対応
    - 乳幼児が感染症にかかった場合(疑いも含む)には、かかりつけ医の指示に 従うよう保護者に指示すること。再登園時には、かかりつけ医とのやり取りを した書面の提出などについて、保護者に理解と協力を求めること。
    - 治癒の判断を保護者に委ねないこと。
    - ・歯ブラシ、コップ、タオル、ハンカチなどは、児童や保育従事者の間で共有せず、 一人一人のものを準備すること。
  - ◆衛生管理の状況
    - ・調理室、調理、配膳、食器等の衛生管理を適切に行うこと。
  - ◆検便(健康管理)
    - ・調理、調乳に携わる職員には、月1回検便を実施すること。
    - ・施設の管理者はあらかじめ検便の結果を確認したうえで、調理や調乳業務に従事させること。
    - ・検便検査の結果を保管するなど、職員の体調管理に努めること。

# 3. 【区】保育内容等 ※定期利用保育室立入調查検查基準

#### 保育所保育指針に準じて運営しているか

「大田区一時保育事業実施要綱第34条」

調査内容	評価事項
・保育内容等 保育所保育指針に準じて運営し ているか	保育所保育指針に準じて運営しているか。
	*全体的な計画の作成
	各保育所の「保育の方針」「目標」に基づき、子どもの発達過程を踏まえて、保育の内容が組織的・計画的に構成され、保育所の生活全体を通して総合的に展開されるよう、全体的な計画を作成すること。
	全体的な計画は、保育所保育の全体像を包括的に示すものとし、 これに基づく <u>指導計画、保健計画、食育計画等</u> を通じて、各保育所 が創意工夫して保育できるように作成すること。

◆子どもや家庭の状況、地域の実態等にあわせて実践していること等、各保育所が創意工夫について記載する。

# 3. 【区】保育内容等 ※定期利用保育室立入調查検查基準

調査内容	評価事項
・保育内容等保育所保育指針に準じて運営しているか	<ul><li>長期的な指導計画の作成 全体的な計画に基づき、具体的な保育が展開されるよう、子どもの生活や発達を見 通した計画であること。</li><li>*ねらい、配慮、保育内容(養護と教育)、保育内容に対する配慮、評価反省を記載し、 全体的な計画と連動した内容を含む項目を整えるとよい。</li></ul>
	• 短期的な指導計画の作成 長期的な指導計画に関連しながら、より具体的な子どもの日々の生活に即した計画 を作成すること。*全体的な計画、長期的な指導計画との関連性をもたせる。
	• 個別的な指導計画の作成 3歳未満児(O、1、2歳) については、 <u>個別的な指導計画</u> を作成すること。
	・保育日誌の作成 保育日誌は、子どもの実態や子どもを取り巻く状況の変化などに即した保育の過程を記録として作成すること。 *クラス全体の保育の状況を記録しているか。 *保育のねらい、配慮、主な活動の様子、保育の振り返り等を記録しているか。 *O、1歳児については個人別記録を作成すること。
	• 保健計画、食育計画の作成 指導計画と同様に、子どもの発達等を見通した計画であること。

▶指導計画、日誌には、ねらい、配慮、保育内容(養護と教育)、保育内容に対する配慮、評価反省を記載する。

# 3. 【区】保育内容等 ※定期利用保育室立入調查検查基準

#### 保育所保育指針に準じて運営しているか

「大田区一時保育事業実施要綱第34条」

その他の指導計画	
1.長時間にわたる保育について	子どもの発達過程、生活リズム及び心身の状態に十分配慮して、保育内容 や方法、職員の協力体制、家庭との連携等を指導計画に位置づけること。
2.障がいのある子どもの保育に ついて	一人一人の子どもの発達過程や特性を把握し、適切な環境の下で、他の子 どもとの生活を通してともに成長できるよう、指導計画に位置づけること。
3.異年齢保育について	異年齢の編成による保育は、子どもの発達差が大きいため、保育のねらい、 配慮は年齢ごとに作成すること。

- ◆指導計画の中に『長時間にわたる保育』の位置づけをする。
- ◆指導計画の中に障がいのある子どもの保育の位置づけをする。 個別的な計画は、その子の発達過程や特性に応じて、少しずつ達成できるよう細やか に設定し、家庭、関係機関と連携した支援のための計画を作成する。
- ◆異年齢の指導計画、保育日誌などを記載する際は、活動内容は同じでも、保育のねらい、 配慮等は年齢ごとに記載する。(土曜日合同保育も同様。)

# 4. 【区】調理 • 調乳担当者 ※定期利用保育室立入調查検查基準

入所している者の食事を調理する者及び調乳を行う者については毎月検便を実施するとともに、 調理及び調乳の際には、下痢、嘔吐、発熱等の症状並びに、手指等に化膿創がないか等の点検を 行う等、綿密な注意を払っているか。

#### 「大田区一時保育事業実施要綱第34条」

調査内容	評価事項
・調理、調乳に携わる職員には、 月1回検便を実施しているか。	・月1回の検便を実施すること。 *入所している者の食事調理する者及び調乳を行う者については毎月検便 を実施する。
・調理及び調乳の際には、下痢、 嘔吐、発熱などの症状、手指等に 化膿創がないか等の点検を行って いるか。	<ul><li>・点検を実施すること。</li><li>*調理従事者及び調乳担当者は、常に健康状態(下痢、嘔吐、発熱等感染症が疑われる症状がないか、手指等に化膿創がないか)について、日々業務に従事する前にチェックし、記録する必要がある。</li><li>*健康チェックは個人別、項目別に記録する。</li><li>*健康チェック・衛生管理の自主点検の記録をしておく。</li></ul>

# 5. 【区】健康管理•安全確保※定期利用保育室立入調查検查基準

入所児童に対し、入所時の健康診断、少なくとも1年に2回の定期健康診断 及び臨時の健康診断を、学校保健安全法に規定する健康診断に準じて行って いるか。

「大田区一時保育事業実施要綱第34条」

#### 調査内容

・入所児童に対し、入所時の健康 診断、少なくとも1年に2回の定 期健康診断及び臨時の健康診断を 学校保健安全法に規定する健康診 断に準じて行っているか。

#### 評価事項

- 入所児童に対し、入所時の健康診断、少なくとも1年に2回の定期健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法に規定する健康診断に準じて行うこと。
- \*入所(利用開始時)の健康診断が実施されているか。
- \*定期健康診断が実施されているか。
- \*健康診断の未実施者がいないか。
- \*健康診断の内容が不十分または記録に不備がないか。

※健康診断は母子手帳の写しの提出では不可!!

#### 6. 【区】健康管理•安全確保※定期利用保育室立入調查検查基準

1回の事故について3億円、1人の事故につき3,000万円以上の賠償責任保険に加入しているか

「大田区一時保育事業実施要綱第31条」

調査内容	評価事項
・1回の事故について3億円、1 人の事故につき3,000万円以上 の賠償責任保険に加入しているか。	
	*基準以上の賠償保険に加入しているか。

児童に事故があったときは、区に速やかに事故報告書を提出しているか、

「大田区一時保育事業実施要綱第34条」

調査内容	評価事項
・児童に事故があったときは、区 に速やかに事故報告書を提出して いるか。	・報告を行うこと。

#### 7. 保育内容等 (特定子ども・子育て支援施設等指導検査基準)

保育所保育指針を踏まえた、適切な保育が行われているか。

「子ども・子育て支援法施行規則」第1条「認可外保育施設指導監督基準」5

調査内容	評価事項
・乳幼児が安全で清潔な環境の中で、遊び、運動、睡眠等をバランスよく組み合わせた健康的な生活リズムが保たれるように十分に配慮がなされた保育計画を定め実行しているか。	<ul> <li>デイリープログラムを作成すること。</li> <li>*外気浴の機会が適切に確保されているか。</li> <li>・沐浴、外気浴、遊び、運動、睡眠等に配慮すること。(乳児)</li> <li>・屋外遊戯の機会を適切に確保すること。(幼児)</li> </ul>

#### 8. 給食 衛生管理の状況 (特定子ども・子育て支援施設等指導検査基準)

調理室、調理、配膳、食器等の適切な衛生管理

「子ども・子育て支援法施行規則」第1条 「認可外保育施設指導監督基準」6

調査内容	評価事項
・食器や哺乳ビン、ふきん、まな板、なべ等は十分に殺菌したものを使用しているか。また、哺乳ビンは使用するごとによく洗い滅菌しているか。	・食器、まな板、なべ等は、十分に殺菌したものを使用すること。 ・哺乳ビンは、使用するごとに洗い、滅菌すること。
<ul><li>・調理室が清潔に保たれているか。</li><li>・調理方法が衛生的であるか。</li><li>・配膳が衛生的であるか。</li></ul>	<ul><li>・調理室を清潔に保つこと。</li><li>*調理室に残飯が残っていないか。</li><li>*調理方法が衛生的であるか。</li><li>*配膳を衛生的に行っているか。</li></ul>
・食事時、食器類や哺乳ビンは、児童や 保育従事者の間で共用されていないか。	・食器や哺乳ビンは、児童や保育従事者の間で共用しないこと。
・原材料、調理済食品の保存(持参による弁当、仕出し弁当、離乳食を含む)について腐敗、変質しないよう冷凍または冷蔵設備等を利用する等適切な措置を講じているか。	・冷凍・冷蔵設備等を備えること。また、その他の食品の保存を適切に行うこと。 *原材料、調理済食品の保存(持参による弁当、仕出し弁当、離乳食も含む)について、 腐敗、変質しないよう冷凍又は冷蔵設備を適切に利用しているか。

#### 9. 共通事項 (特定子ども・子育て支援施設等指導検査基準)

「子ども・子育て支援法施行規則」第1条 「認可外保育施設指導監督基準」7

- ◆職員の健康診断
  - ・ 職員の健康診断を採用時及び年に1回実施すること。
- ◆医薬品等の整備
  - 必要な医薬品、その他の医薬品を備えること。
  - 最低限必要な物:体温計、水まくら、消毒薬、絆創膏類。
- ◆事故発生時に適切な救命措置が可能となるよう、消防署が実施する救命講習を 受講し、緊急通報訓練を実施すること。
  - ・消防署等が実施する救命講習を過去3年以内に受講した保育従事者がいること。
  - ・関係機関への通報訓練(119番通報等)を1年に1回以上実施すること。